業）に充てるため平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成 14 年度に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。）の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

H_{16} ＝0.016

［略］

H_{20} ＝0.01596

H_{21} ＝0.01535

［略］

I_n　都道府県立大学附属病院事業（医療施設整備事業）に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成 15 年度以降に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。）の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

J_{20} ＝0.01197

J_{21} ＝0.01151

［略］

J_{26} ＝0.012

［略］

J_{28} ＝0.0051

［略］

J_{30} ＝0.00081

$J_{元}$ ＝0.00054

K_n　都道府県立大学附属病院事業（機械器具整備事業）に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成 15 年度以降に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。）の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

業）に充てるため平成 15 年度以降の平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成 14 年度に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。）の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

H_{16} ＝0.017

［同左］

H_{20} ＝0.01597

H_{21} ＝0.016

［同左］

I_n　都道府県立大学附属病院事業（医療施設整備事業）に充てるため平成 15 年度以降の平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成 15 年度以降に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。）の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

J_{20} ＝0.01198

J_{21} ＝0.012

［同左］

J_{26} ＝0.007

［同左］

J_{28} ＝0.0011

［同左］

J_{30} ＝0.00081

K_n　都道府県立大学附属病院事業（機械器具整備事業）に充てるため平成 26 年度以降の平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成 15 年度以降に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。）の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入す